

朝鮮總督府官報

昭和十九年五月八日
第五千七百七十號 月曜日

○府令

●朝鮮總督府令第九十七號
朝鮮興行等取締規則左ノ通定ム

昭和十九年五月八日

朝鮮總督 小磯 國昭

朝鮮興行等取締規則

- 第一條 本令ニ於テ興行トハ映畫、演劇、演藝又ハ觀物ヲ料金ヲ得テ公衆ノ觀覽又ハ聽聞ニ供スル行爲ヲ謂フ
- 第二條 本令ニ於テ上演トハ公衆ノ觀覽又ハ聽聞ニ供スル演劇又ハ演藝ヲ爲シ又ハ觀物ヲ開演スル行爲ヲ謂フ
- 第三條 本令ニ於テ劇團トハ業トシテ演劇ノ上演ヲ爲ス團體、演藝團トハ業トシテ演藝ノ上演ヲ爲ス團體、觀物團トハ業トシテ觀物ノ上演ヲ爲ス團體ヲ謂フ
- 第四條 本令ニ於テ興行者トハ業トシテ興行ノ主權又ハ仲介ヲ爲シ若ハ業トシテ劇團、演藝團又ハ觀物團ヲ主宰スル者ヲ謂フ
- 第五條 興行場ヲ設置セントスル者ハ其ノ設置豫定地ヲ管轄スル道知事ノ許可ヲ受クベシ
- 第六條 興行場ノ増築、改築、再築、移轉、大修繕又ハ大變更若ハ讓受ヲ爲サントスル者ハ興行場ノ所在地ヲ管轄スル道知事ノ許可ヲ受クベシ
- 第七條 本令ニ依リ興行者ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ業トシテ興行ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第七條 興行者ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ主タル就業地ノ道知事ニ提出スベシ
 - 一 本籍住所、氏名(法人ニ在リ)ハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地、代表者ノ

本籍、住所及氏名)並ニ業務上ノ氏名アルトキハ其ノ氏名及生年月日

二 興行ノ種類

三 主トシテ使用スル興行場ノ名稱、所在地及自己ノ所有ナリヤ否ヤノ別

四 興行ヲ爲サントスル區域

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 履歷書

二 朝鮮總督ノ指定シタル者ノ發行スル證明書類

三 劇團、演藝團又ハ觀物團ノ主宰者ニ在リテハ其ノ團體ノ名稱、事務所ノ所在地、所屬スル技藝者、演出者ノ本籍、住所、氏名、業務上ノ氏名アルトキハ其ノ氏名及生年月日ヲ記載シタル團體名簿

第一項第二號乃至第四號ノ事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク其ノ主タル就業地ノ道知事ニ届出ヅベシ

第八條 道知事第六條ノ許可ヲ爲シタルトキハ様式第一號ノ興行者證明書ヲ交付ス

第九條 第六條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ主タル就業地ヲ他ノ道ニ變更シタルトキハ五日以内ニ後ノ主タル就業地ノ道知事ニ届出デ興行者證明書ニ其ノ旨ノ記入ヲ受クベシ

第十條 興行者證明書ノ交付ヲ受ケタル者其ノ住所若ハ氏名(業務上ノ氏名ヲ含ム)ヲ變更シ又ハ興行者證明書ヲ滅失シ若ハ毀損シタルトキハ其ノ書換又ハ再交付ヲ主タル就業地ノ道知事ニ申請スベシ

第十一條 第六條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ業務ヲ廢止シ又ハ死亡シ若ハ其ノ主宰スル團體ヲ解散シタルトキハ廢止又ハ解散ノ場合ハ許可ヲ受ケタル者、死亡ノ場合

ハ其ノ戸主又ハ家族ヨリ遲滞ナク其ノ旨ヲ記載シタル届書ヲ主タル就業地ノ道知事ニ提出スベシ

第十二條 道知事ハ第六條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ品位ヲ失墜スベキ行爲ヲ爲シタルトキ其ノ他當該業務ニ從事スルヲ適當ナラズト認メタルトキハ其ノ業務ヲ停止又ハ其ノ許可ヲ取消ヲ爲スコトヲ得

第十三條 前條ノ規定ニ依リ業務ヲ停止又ハ許可ヲ取消ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク興行者證明書ヲ當該道知事ニ返納スベシ

第十四條 本令ニ依リ技藝者ノ許可ヲ受ケタル者ニ非ザレバ上演ニ於テ業トシテ技藝ヲ爲スコトヲ得ズ但シ十四歳未滿ノ者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 技藝者ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ主タル就業地ノ道知事ニ提出スベシ

一 本籍、住所、氏名(業務上ノ氏名アルトキハ併セテ其ノ氏名)及生年月日

二 技藝ノ種類

三 劇團、演藝團又ハ觀物團ニ所屬セントスル者ニ在リテハ其ノ團體ノ名稱及事務所ノ所在地

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 履歷書

二 朝鮮總督ノ指定シタル者ノ發行スル證明書類

三 申請者未成年者ナルトキハ其ノ親權者又ハ親權者ニ代リテ之ヲ監督スル者、妻ナルトキハ夫ノ承諾ヲ證スル書類、在學中ノ者ナルトキハ學校長ノ意見ヲ記載シタル書類

第一項第二號又ハ第三號ノ事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨主タル就業地ノ道知事ニ届出ヅベシ

第十六條 道知事第十四條ノ許可ヲ爲シタルトキハ様式第二號ノ技藝者證明書ヲ交付ス

第十七條 第九條乃至第十三條ノ規定ハ技藝者ニ之ヲ準用ス

第十八條 十四歳未滿ノ者ヲ上演ニ於テ業トシテ技藝ヲ爲サシメントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル届書ヲ主トシテ就業セシメントスル地ノ道知事ニ提出スベシ

一 本籍、住所及氏名

二 技藝ヲ爲サントスル者ノ本籍、住所、氏名(業務上ノ氏名アルトキハ併セテ其ノ氏名)及生年月日

三 爲サシメントスル技藝ノ種類

前項ノ届書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 技藝ヲ爲スニ適スルコトヲ證スル醫師ノ健康證明書

二 技藝ヲ爲サントスル者ノ親權者又ハ親權者ニ代リテ之ヲ監督スル者ノ承諾ヲ證スル書類、技藝ヲ爲サントスル者ニ在學中ノ者ナルトキハ學校長ノ意見ヲ記載シタル書類

第一項各號ノ事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ遲滞ナク其ノ旨第一項ノ例ニ依リ届出ヅベシ

第十九條 本令ニ依リ演出者ノ許可ヲ受ケタル者ニ非ザレバ上演ニ於テ業トシテ演出ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十條 演出者ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ主タル就業地ノ道知事ニ提出スベシ

録抄次目

- 府令 朝鮮興行等取締規則 五九
- 告示 金蘭類回收令第三條第三號ノ物資 六二

六二

●地方區公文 戰時災害保護法施行細則中改正 六二

六二

一 本籍、住所、氏名(業務上ノ氏名アルトキハ併セテ其ノ氏名)及生年月日
 二 劇團又ハ演藝團ニ所属セントスル者ハ其ノ團體ノ名稱及事務所ノ所在地
 前項第二號ノ事項ヲ變更シタルトキハ其ノ旨主タル就業地ノ道知事ニ届出ツベシ
 第二十一條 道知事第十九條ノ許可ヲ爲シタルトキハ格式第三號ノ演出者證明書ヲ交付ス
 第二十二條 第九條乃至第十三條ノ規定ハ演出者ニ之ヲ準用ス
 第二十三條 興行ハ興行地所轄警察署長ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ス
 第二十四條 前條ノ規定ハ映畫、演劇、演藝又ハ觀物ヲ料金ヲ得スシテ公衆ノ觀覽又ハ聽聞ニ供スル場合ニ之ヲ準用ス
 第二十五條 演劇ハ本令ニ依ル檢閱ニ合格シタル脚本ニ依ルニ非ザレバ之ヲ上演スルコトヲ得ズ
 第二十六條 脚本ノ檢閱ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル檢閱申請書及檢閱ヲ受クベキ脚本ヲ備ヘテ(傳傳語)モノニ在リテハ譯文添附)ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ
 一 本籍、住所及氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地、代表者ノ本籍、住所及氏名)
 二 脚本ノ題名及著作者ノ氏名(原著作物アルトキハ其ノ題名及著作者ノ氏名ヲ併セ記載スベシ)
 三 主トシテ上演セントスル劇團ノ名稱
 一 道内ニ限リ上演スル脚本ニ付テハ前項ノ例ニ依リ上演地ノ道知事檢閱ヲ受クルコトヲ得
 檢閱官ニ必要アリト認ムルトキハ申請書係ル脚本ノ著作權ヲ證スル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
 第一項第一號ノ事項ヲ變更シタルトキハ

遲滞ナク其ノ旨當該脚本ノ檢閱官廳ニ届出ツベシ
 第二十七條 檢閱ニ合格シタル脚本ノ一部ヲ上演ニ際シ一時變更セントスルトキハ上演地ノ道知事ノ許可ヲ受クベシ
 第二十八條 朝鮮總督ノ行フ檢閱ニ合格シタル脚本ニ付テハ當該脚本ニ様式第四號、道知事ノ行フ檢閱ニ合格シタル脚本ニ付テハ様式第五號ノ合格印章ヲ捺捺ス
 第二十九條 朝鮮總督ノ行フ檢閱ニ合格シタル脚本ノ有効期間ハ二年トス
 道知事ノ行フ檢閱ニ合格シタル脚本ノ有効期間ハ一年トス
 第三十條 檢閱官廳特別ノ事情アル場合ニ於テハ其ノ檢閱ヲ爲シタル脚本ニ付檢閱合格有效期間ノ短縮又ハ上演地域其ノ他ノ制限ヲ爲スコトヲ得
 檢閱官廳前項ノ規定ニ依ル制限ヲ爲シタルトキハ當該脚本ニ其ノ旨ヲ記入ス
 第三十一條 檢閱官廳特別ノ事情アル場合ニ於テハ其ノ檢閱ニ合格シタル脚本ニ付檢閱合格有效期間ノ短縮、上演地域其ノ他ノ制限又ハ檢閱合格ノ取消ヲ爲スコトヲ得
 檢閱官廳前項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ當該脚本ニ其ノ旨ヲ記入ス但シ取消ノ場合ニ在リテハ合格印章ヲ抹消ス
 第三十二條 檢閱ニ合格シタル脚本ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ合格印章ノ再捺捺ヲ當該脚本ノ檢閱官廳ニ申請スルコトヲ得
 一 脚本ニ捺捺シタル合格印章ヲ毀損シタルトキ
 二 合格印章ヲ捺捺シタル脚本ヲ滅失シ又ハ毀損シタルトキ
 前項第二號ノ場合ニ在リテハ更ニ脚本一部ヲ提出スベシ
 第三十三條 本令施行區域外ヲ主タル就業地トスル技藝者又ハ演出者ニシテ短期間滞在シ其ノ業務ニ從事セントスルモノハ

其ノ就業ノ許可ヲ主タル就業地ノ道知事ニ申請スベシ
 前項ノ申請アリタルトキハ道知事ハ三月以内ニ於テ期間ヲ限リ其ノ就業ノ許可ヲ爲スコトヲ得
 第三十四條 行政官廳ハ當該官吏ヲシテ上演又ハ興行ヲ行フ場所ニ臨檢セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ
 第三十五條 興行者、技藝者又ハ演出者組合ヲ設ケントスルトキ又ハ組合其ノ聯合會ヲ設ケントスルトキハ代表者ハ左ノ各號ノ事項ニ付規約ヲ定メ道知事ノ認可ヲ受クベシ規約ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
 一 名稱
 二 事務所ノ所在地
 三 目的及事業
 四 地區並ニ組合員又ハ組合ノ聯合會員タル資格
 五 役員ニ關スル事項
 六 會計及財産ニ關スル事項
 七 會計及財産ニ關スル事項
 八 其ノ他重要ナル事項
 前項ノ組合又ハ組合ノ聯合會ノ地區ニ以テ上ノ道ニ涉ルトキハ其ノ設置又ハ規約ノ變更ニ付朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ
 第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ組合又ハ組合ノ聯合會ノ代表者ハ遲滞ナク認可官廳ニ届出ツベシ
 一 役員ヲ選任シ又ハ解任シタルトキ
 二 總會又ハ役員會ヲ開催シタルトキ
 三 組合又ハ組合ノ聯合會ヲ解散シタルトキ
 第三十七條 認可官廳公益上必要アリト認メタルトキハ組合又ハ組合ノ聯合會ニ對シ規約ノ變更又ハ解散ヲ命ズルコトヲ得
 第三十八條 本令ニ規定スルモノノ外興行等ニ關シ必要ナル事項ハ道知事ノ決定ニ依リ之ヲ定ム
 第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ罰金以下ノ罰金又ハ拘留者ハ科料ニ處ス

一 第五條、第六條、第十四條、第十八條、第十九條、第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十七條、第三十三條、第三十五條ノ規定ニ違反シタル者
 二 第三十四條ノ規定ニ依ル臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者
 三 本令ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者
 第四十條 第九條(第十七條又ハ第二十二條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)、第十條(第十七條又ハ第二十二條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)、第二十六條第四項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス
 第四十一條 興行者、技藝者又ハ演出者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居人、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第三十九條第一號若ハ第三號又ハ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
 第四十二條 本令ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 第四十三條 前二條ノ場合ニ於テハ拘留ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ
 附則
 第四十四條 本令ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
 第四十五條 本令施行ノ際現ニ業トシテ興行、技藝又ハ演出ヲ爲ス者ハ本令施行ノ日ヨリ三月ヲ限リ本令ニ依リ許可ヲ受ケズシテ引續キ其ノ業務ニ從事スルコトヲ得
 第四十六條 本令施行前行政官廳ノ檢閱ニ合格シタル脚本ノ有効期間ハ從前ノ規定ニ依ル有効期間トス但シ其ノ期間二年ヲ超ユルモノハ二年トス

様式第二號 (地色淡青色トシ表面輪廓ニ唐草模様ヲ附ス) (二ツ折表面)

12 類

第 號

興行者證明書

道

道印

注 意
 一、證明書ハ就業中必ず携帯スルコト
 二、證明書ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタ
 ルトキハ道知事ニ届出デ訂正ヲ受
 クルコト
 一、證明書ヲ滅失又ハ毀損シタルトキ
 ハ道知事ニ届出デ再交付ヲ受クル
 コト
 一、業務ヲ廢止シ又ハ死亡シタルトキ
 ハ遅滞ナク證明書ヲ道知事ニ返納
 スルコト

様式第二號 (地色淡紅色トシ表面輪廓ニ唐草模様ヲ附ス) (二ツ折裏面)

12 類

第 號

技藝者證明書

道

道印

注 意
 一、證明書ハ就業中必ず携帯スルコト
 二、證明書ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタ
 ルトキハ道知事ニ届出デ訂正ヲ受
 クルコト
 一、證明書ヲ滅失又ハ毀損シタルトキ
 ハ道知事ニ届出デ再交付ヲ受クル
 コト
 一、業務ヲ廢止シ又ハ死亡シタルトキ
 ハ遅滞ナク證明書ヲ道知事ニ返納
 スルコト

様式第三號 (地色淡黄色トシ表面輪廓ニ唐草模様ヲ附ス) (二ツ折裏面)

12 類

第 號

演出者證明書

道

道印

注 意
 一、證明書ハ就業中必ず携帯スルコト
 二、證明書ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタ
 ルトキハ道知事ニ届出デ訂正ヲ受
 クルコト
 一、證明書ヲ滅失又ハ毀損シタルトキ
 ハ道知事ニ届出デ再交付ヲ受クル
 コト
 一、業務ヲ廢止シ又ハ死亡シタルトキ
 ハ遅滞ナク證明書ヲ道知事ニ返納
 スルコト

様式第四號

4.5 類

府督總詳朝

第 號

檢閱合格

頁冊

頁冊

頁冊

有効期間自 年月日 至 年月日

6 類

様式第五號

12 類

第 號

本籍 住所

藝名

氏名

年月日生

印道出押

備考

欄 動 異

年月日

異 動 事 項

様式第五號

4.5 類

道

第 號

檢閱合格

頁冊

頁冊

頁冊

有効期間自 年月日 至 年月日

6 類

朝鮮總督府官報 第五一七四號 昭和十九年五月八日 (第三種郵便物認可)